

福祉医療給付制度を国の制度として確立することと、医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置をすべて廃止することを求める意見書

自治体が実施する福祉医療給付制度(子ども医療費助成や障がい者医療費助成等)は拡充が進んできました。しかしながら制度の内容をみると、対象年齢、所得制限、障がい種別による違い、窓口での一部負担の有無など、自治体間で大きな格差が生じています。

一部負担はたとえ少額であっても受診の抑制につながります。どこで生まれ、どこに住んでいても、誰もがお金の心配なく必要な医療が保障されるべきです。そのためには、国が責任を持って、子どもや障がい者等の医療費助成制度を確立するべきです。

国は、子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止しました。しかし、その他の医療費助成については減額調整措置が残されています。減額調整措置は自治体の行う医療費助成に対してペナルティーを課すものであり、制度拡充の壁となっています。子ども医療費助成と同様に、すべての医療費助成への減額調整措置を廃止すべきです。

以上の趣旨から、以下の項目について求めます。

記

- 1 自治体が実施している福祉医療給付制度(子ども医療費助成、障がい者医療費助成等)を国の制度として確立すること
- 2 子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止に留まらず、障がい者等その他の医療助成に係る同保険の減額調整措置についても、すべて廃止すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

内閣総理大臣 あて
財務大臣
厚生労働大臣

令和7年3月21日

飯山市議会議長 上松 永林